

◎新潟県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市三ツ屋町17番6から 同市大字青野字沢田887番1まで	新	(A)6.4~20.2メートル	7,044.6メートル
上越市大字大日字前田175番1から 同市三和区本郷字原畑260番1まで		(B)12.9~104.5メートル	7,678.4メートル
上越市三ツ屋町17番6から 同市大字青野字沢田887番1まで	旧	(A)6.4~20.2メートル	7,044.6メートル
上越市大字大日字前田147番1から 同市三和区本郷字原畑260番1まで		(B)16.0~99.0メートル	7,542.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更
- 3 路線の重用

一部区間一般国道404号、県道上越安塚柏崎線及び県道小猿屋黒井停車場線と重用